

島原発広第 172 号  
平成 19 年 12 月 13 日

島根県知事 溝口善兵衛 様

中国電力株式会社  
島根原子力発電所  
所長 古林行雄

島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について（平成 19 年 12 月）

平成 19 年 9 月 28 日及び平成 19 年 11 月 30 日付で経済産業大臣に申請を行っておりました標記保安規定の変更について、平成 19 年 12 月 13 日に認可されましたので、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 8 条第 1 項（9）に基づきご連絡いたします。

なお、この原子炉施設保安規定の施行は平成 19 年 12 月 14 日です。

添付資料

- 添付 - 1 島根原子力発電所原子炉施設保安規定（平成 19 年 12 月）
- 添付 - 2 島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表  
（平成 19 年 9 月 28 日申請分）
- 添付 - 3 島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表  
（平成 19 年 11 月 30 日申請分）

以上